

令和 8 年度かみのやま産農産物販路拡大推進事業費補助金 交付の流れ

段階	内 容	提出または受領する資料
1	事業内容が適当であるか、承認を得る (事業者→市)	① かみのやま産農産物販路拡大推進事業計画承認申請書 (様式第 1 号) ② かみのやま産農産物販路拡大推進事業実施計画書 (様式第 2 号)
2	市から承認の連絡を受ける (市→事業者)	③ かみのやま産農産物販路拡大推進事業計画の承認及び同事業費補助金交付予定額の内示について (通知)
3	補助金の申請をする (事業者→市)	④ 補助金等交付申請書 ⑤ 事業計画書 (様式第 3 号) ⑥ 収支予算書 (様式第 4 号)
4	市から交付決定通知を受ける (市→事業者)	⑦ 交付決定通知書
5-1	交付決定額から金額が変わった場合は変更申請をする (事業者→市)	◎ 変更交付申請書 ◎ 事業計画書 (変更) (様式第 3 号) ◎ 収支予算書 (変更) (様式第 4 号) ○ 3 社からの見積書 (写し)
5-2	市から変更交付決定通知を受ける (市→事業者)	○ 変更交付決定通知書 (様式第 5 号)
6	実績を報告する (事業者→市)	⑧ 実績報告書 ⑨ 事業実績書 (様式第 3 号) ⑩ 収支精算書 (様式第 4 号) ⑪ 領収書等の事業費を証明する書類 ⑫ 実施状況写真及び参加者名簿 ⑬ 山形県上山市産等の明示を証明する書類 ⑭ 果樹の販売促進活動での販売数量、売上金額及び販売促進活動実施店舗又はその地域への出荷量が分かる書類
7	市から額の確定通知を受ける (市→事業者)	⑮ 額の確定通知
8	補助金を請求する (事業者→市)	⑰ 請求書

【注意事項】

※提出、受領した書類は、5 年間保管する。